

# 令和6年度からの制度改革等について (地域包括支援センター関係)

熊本市 高齢福祉課

# 令和6年度からの主な改正事項①

## 【地域包括支援センターとして】

### 1. 介護予防支援事業所の指定対象の拡大

要支援者に行う介護予防支援について、令和6年4月から、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も、介護予防支援事業所として指定を受けることができるようになった。

※総合事業として行う第1号介護予防支援事業については、引き続き地域包括支援センターのみ可能。

※地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への再委託についても、引き続き可能。

### 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与の求め

①に伴い、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に「介護予防サービス計画の検証」が追加されたほか、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって指定介護予防支援事業者に対して情報の提供を求めることができることとされた。

介護予防サービス計画の検証方法等の具体的な運用については、現在、令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において作成している「介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き」を参考に、市町村及び地域包括支援センターにおいて、今後検討することとされている。

⇒上記手引きが公表された後で、業務改善部会等の場において協議を進めていきたい。

# 【参考資料】令和6年度からの主な改正事項①関係

## 介護予防支援の指定対象の拡大(改正の概要)

厚労省・社保審 介護保険部会	
第109回(R5.12.7)	資料3-1 (一部抜粋)

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

### 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



### 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



# 令和6年度からの主な改正事項②

## 【地域包括支援センターとして】

### 3. 総合相談支援業務の一部委託が可能に

あらかじめ、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、①委託しようとする事業所の名称及び所在地、②委託しようとする事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間、③委託しようとする事業を担当する職員の職種及び員数を市町村長に届け出ることによって、総合相談支援業務の一部委託ができることとされた。

#### ※受託することができる者

総合相談支援事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、

- ・ 指定居宅介護支援事業者
- ・ 老人介護支援センターの設置者
- ・ 一部事務組合又は広域連合を組織する市町村
- ・ 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるもの

※センターの設置者を除く。

⇒熊本市として、総合相談業務の一部委託を積極的に推進していく予定はないが、

各高齢者支援センターにおいて、一部委託を検討する場合には、早めにご相談いただきたい。

# 【参考資料】令和6年度からの主な改正事項②関係

## 総合相談支援事業の一部委託（介護保険法施行規則の改正）

社会保障審議会 介護保険部会（第109回） 令和5年12月7日	資料3-1
---------------------------------------	-------

### 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ また、総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

- 介護保険法施行規則の改正（案）**
- 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
  - 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
  - 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

### パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合



# 令和6年度からの主な改正事項③

## 【地域包括支援センターとして】

### 4. 複数拠点で合算して3職種を配置することが可能に

センターの3職種の配置基準については、配置現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することが可能とされる予定。

⇒熊本市としては、現時点でこの配置を導入する予定はない。

### 5. センター職員の常勤換算による配置が可能に

地域包括支援センター運営協議会で必要と認められる場合には、センター職員の常勤換算による配置が可能とされる予定。

⇒本市における導入については各センターのご意見を踏まえながら検討していく。

### 6. 主任介護支援専門員の準ずる者の要件緩和

主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」が追加される予定。

# 【参考資料】令和6年度からの主な改正事項③関係

## 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

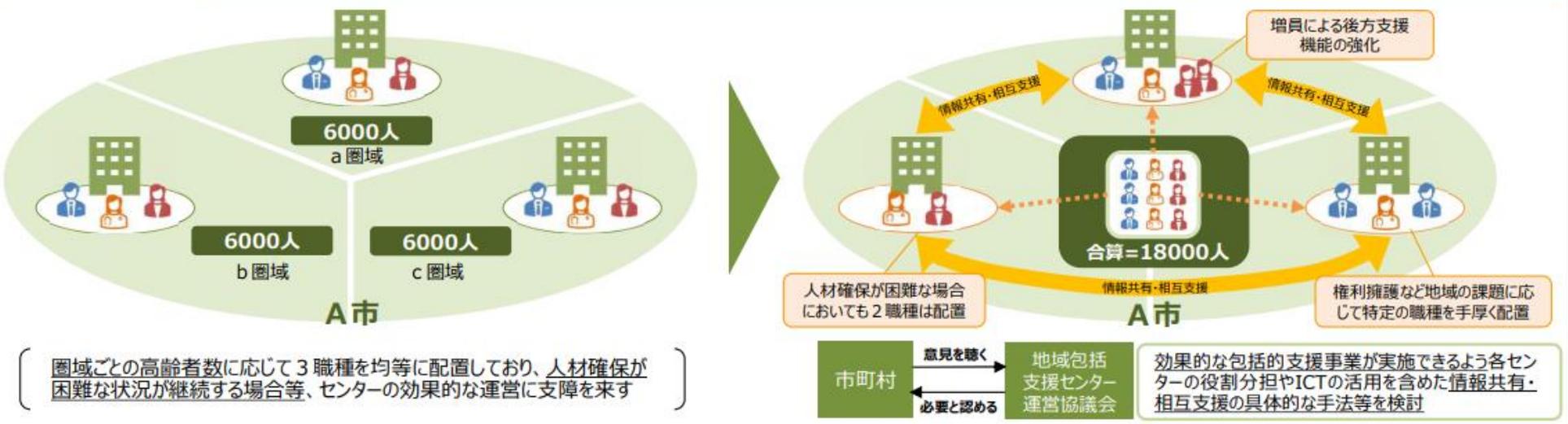
社会保障審議会 介護保険部会（第110回） 令和5年12月22日	資料2
--	-----

### 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）  
 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**介護保険法施行規則の改正(案)**  
 現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**  
 注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
  - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
  - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）

# 令和6年度からの主な改正事項④

## 【地域包括支援センターとして】

### 7. 総合事業として行う第1号介護予防支援事業のモニタリング期間の延長

従前相当サービス等として行われる介護予防ケアマネジメントAについて、利用者の状態像等に大きな変化がないと認められるなど一定の条件を満たす場合に限り、利用者の状態等に応じてモニタリング期間を設定することを可能とするよう「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」が改正される予定。

# 令和6年度からの主な改正事項⑤

## 【指定介護予防支援事業所として】

### 8. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬が1%減算される。

### 9. 身体拘束に関する記録の義務付け

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられた。

また、本市においては、身体的拘束等を行った場合には、記録を市長に報告するとともに、家族等へ連絡することを義務付けている（熊本市独自基準）。

### 10. テレビ電話などを活用したモニタリングが可能に

一定の条件を設定したうえで、介護予防支援のモニタリングについて、テレビ電話等を活用したモニタリングが可能とされた。

※ただし、6月に1回は利用者の居宅を訪問することが求められている。

# 令和6年度からの主な改正事項⑥

## 【指定介護予防支援事業所として】

### 11. 重要事項のウェブサイトへの掲載の義務化

運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととされた。

### 参考. 「業務継続計画未策定減算」の創設

令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対して、業務継続計画（BCP）の策定等の各種取組を、3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けられたが、令和6年度介護報酬改定において、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が創設された。

※経過措置期間が1年間設けられたことから、令和7年（2025年）4月1日から適用される。

# 令和6年度から介護報酬等①

## 【介護予防支援費】

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(I) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100
	(2)介護予防支援費(II) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)		
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)			
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)			
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。			

⇒基本報酬について、令和3年度（2021年度）報酬改定から4単位（40円）増額

# 令和6年度から介護報酬等②

## 【介護予防ケアマネジメント費】

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算
イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき) <u>(442単位)</u>	<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)		
ハ 委託連携加算 (+300単位)		

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

⇒介護予防支援費を勘案し、設定。